

大和市教育委員会3月定例会

日 時 平成29年3月28日

午前10時00分

場 所 教育委員会室

- 1 開 会
- 2 会議時間の決定
- 3 前会会議録の承認
- 4 会議録署名委員の決定
- 5 教育長の報告
- 6 議 事

日程第1（議案第9号）大和市教育委員会が委嘱する非常勤特別職の設置等に関する規則の一部を改正する規則について

日程第2（議案第10号）大和市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について

日程第3（議案第11号）大和市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程について

日程第4（議案第12号）教育費予算の配分に関する規程の一部を改正する規程について

日程第5（議案第13号）学校職員服務規程の一部を改正する規程について

- 7 そ の 他
- 8 閉 会

議案第9号

大和市教育委員会が委嘱する非常勤特別職の設置等に関する規則の一部
を改正する規則について

大和市教育委員会が委嘱する非常勤特別職の設置等に関する規則の一部を改正
する規則について、審議願いたく提案する。

平成29年3月28日提出

大和市教育委員会

教育長 柿 本 隆 夫

大和市教育委員会規則第 1 号

大和市教育委員会が委嘱する非常勤特別職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

大和市教育委員会が委嘱する非常勤特別職の設置等に関する規則（平成 20 年大和市教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表青少年相談室職員、心理カウンセラーの項及びスクールソーシャルワーカーの項中「相談員」の次に「、不登校児童支援員」を加える。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

大和市教育委員会が委嘱する非常勤特別職の設置等に関する規則新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案				現行			
別表 (第2条関係)				別表 (第2条関係)			
	職名	定数	設置目的及び主な職務		職名	定数	設置目的及び主な職務
青少年相談室 職員	心理力セラピスト 略	略	青少年の健全育成に資するため、特に困難な教育相談、心理テストの実施、教育支援教室に通う児童生徒へのカウンセリング並びに相談員、不登校児童支援員及び不登校生徒支援員への指導及び助言を行う。	青少年相談室 職員	心理力セラピスト 略	略	青少年の健全育成に資するため、特に困難な教育相談、心理テストの実施、教育支援教室に通う児童生徒へのカウンセリング並びに相談員及び不登校生徒支援員への指導及び助言を行う。
スクールソーシャルワーカー 職員	スクールソーシャルワーカー 略	略	青少年の健全育成に資するため、問題を抱える青少年及びその保護者の相談に応じ、関係機関と連携して当該青少年の置かれた環境の調整を行い、並びに相談員、不登校児童支援員及び不登校生徒支援員への指導及び助言を行う。	スクールソーシャルワーカー 略	スクールソーシャルワーカー 略	略	青少年の健全育成に資するため、問題を抱える青少年及びその保護者の相談に応じ、関係機関と連携して当該青少年の置かれた環境の調整を行い、並びに相談員及び不登校生徒支援員への指導及び助言を行う。

議案第 10 号

大和市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について

大和市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について、審議願いたく提案する。

平成 29 年 3 月 28 日提出

大和市教育委員会

教育長 柿 本 隆 夫

大和市教育委員会規則第　　号

大和市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

大和市立図書館条例施行規則（昭和31年大和市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「場合の」の次に「点数は、1回につき10点（貸出しを受ける際、現に貸出しを受けている図書館資料がある場合は、その点数も含む。）以内とし、」を加える。

第15条中「教育長」を「教育委員会」に改める。

附　則

この規則は、平成29年5月1日から施行する。

大和市立図書館条例施行規則新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現行
(貸出しの点数及び期間)	
第4条 図書館資料の貸出しを受ける場合の点数は、1回につき10点 (貸出しを受ける際、現に貸出しを受けている図書館資料がある場合は、その点数も含む。)以内とし、貸出期間は、貸出しをした日の翌日から起算して14日とする。ただし、貸出期間の満了する日が休館日に当たるときは、その翌日以降の最初の開館日を貸出期間が満了する日とする。	第4条 図書館資料の貸出しを受ける場合の貸出期間は、貸出しをした日の翌日から起算して14日とする。ただし、貸出期間の満了する日が休館日に当たるとときは、その翌日以降の最初の開館日を貸出期間が満了する日とする。
2・3 略	2・3 略
第15条 この規則に定めるものほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。	第15条 この規則に定めるものほか必要な事項は、 <u>教育長</u> が別に定める。

議案第 11 号

大和市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程について

大和市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程について、審議願いたく
提案する。

平成 29 年 3 月 28 日提出

大和市教育委員会

教育長 柿 本 隆 夫

大和市教育委員会訓令第 号

大和市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程

大和市教育委員会事務決裁規程（昭和43年大和市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1(2)人事関係の表、休暇等の承認の項を次のように改める。

休 暇 等 の 承 認	休暇 欠勤 職務に専 念する義 務の免除	指導主事及 び主査以下 の年次休暇 及び夏季休 暇	場長及び主幹 等以下（主幹 兼係長の権限 に属するもの を除く。）	参事、 課長及 び担当 課長	次長	部長 及び 担当 部長	療養休暇、出産休暇、介護休 暇、介護時間、組合休暇、自 己啓発等休業、配偶者同行休 業、育児休業、部分休業及び 欠勤並びに大和市職員の職務 に専念する義務の特例に関する 条例第2条第3号の「任命 権者が定める」基準について (昭和47年大和市例規通 達) 第1号、第7号及び第1 0号については、教育総務課 長に合議
	自己啓発 等休業 配偶者同 行休業				部長を 除く全 職員	部長	
	育児休業 部分休業				部長を 除く全 職員	部長	

別表第1(2)人事関係の表、服務、営利企業への従事等の許可の項を次のように改める。

営利企業への従事 等の許可		臨時的任用職員 及び非常勤職員	全職員（部長の権限に 係るものを除く。）	
------------------	--	--------------------	-------------------------	--

別表第2教育総務課、配置、異動等の項を次のように改める。

配 置 、 異動等	① 学校職員の自 己申告の実施 ② 学校職員の配 置及び異動関係 資料の作成	① 現金取扱員の任免 ② 部長を除く職員の休職処分 (地方公務員法(昭和25年 法律第261号)第28条第 2項第1号に規定するものに 限る。)	① 職員（学校職員を含 む）の配置及び異動の 決定	
			② 休職処分（部長の権 限に係るもの及び専従 休職を除く。）	

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

大和市教育委員会事務決裁規程新旧対照表

(下線部部分は、改正部分)

別表第1 (第4条関係)		改正案		現行	
(2) 人事関係		(2) 人事関係		別表第1 (第4条関係)	
決裁事項＼ 決裁者	主幹兼 係長	課長	部長	教育長	備考
休暇等の承認	自己啓発業 配偶者同行休業	略	部長を除く全職員	部長	療養休暇、介護休暇、自己啓発等休業、配偶者同行休業、育児休業、部分休業及び欠勤並びに大和市職員の職務に専念する条例第2条第3号の「任命権者が定める」基準について(昭和47年大和市条例規通達)第1号、第7号及び第10号については、教育総務課長に合議
休暇等の承認	育児休業 部分休業	略	部長を除く全職員	部長	療養休暇、介護休暇、自己啓発等休業、配偶者同行休業、育児休業、部分休業及び欠勤並びに大和市職員の職務に専念する条例第2条第3号の「任命権者が定める」基準について(昭和47年大和市条例規通達)第1号、第7号及び第10号については、教育総務課長に合議
服務	営利企 業への 從事等 の許可	略	臨時的	全職員	療養休暇、介護休暇、自己啓発等休業、配偶者同行休業、育児休業、部分休業及び欠勤並びに大和市職員の職務に専念する条例第2条第3号の「任命権者が定める」基準について(昭和47年大和市条例規通達)第1号、第7号及び第10号については、教育総務課長に合議
服務	営利企 業への 從事等 の許可	略	常勤	全職員	療養休暇、介護休暇、自己啓発等休業、配偶者同行休業、育児休業、部分休業及び欠勤並びに大和市職員の職務に専念する条例第2条第3号の「任命権者が定める」基準について(昭和47年大和市条例規通達)第1号、第7号及び第10号については、教育総務課長に合議

別表第2(第4条関係)

主管課	決裁事項 \決裁者	課長	次長	部長	教育長	備考
教育総務課	配置、異動等	略	① 現金取扱員の任免 ② 部長を除く職員の休職処分（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項第1号に規定するものに限る。）	① 職員（学校職員を含む）の配置及び異動の決定 ② 休職（事従休職を除く。）処分	略	略
教育総務課	配置、異動等	略			略	略

別表第2(第4条関係)

主管課	決裁事項 \決裁者	課長	次長	部長	教育長	備考
教育総務課	配置、異動等	略	① 現金取扱員の任免 ② 部長を除く職員の休職処分（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項第1号に規定するものに限る。）	① 職員（学校職員を含む）の配置及び異動の決定 ② 休職（事従休職を除く。）処分	略	略
教育総務課	配置、異動等	略			略	略

議案第 12 号

教育費予算の配分に関する規程の一部を改正する規程について

教育費予算の配分に関する規程の一部を改正する規程について、審議願いたく
提案する。

平成 29 年 3 月 28 日提出

大和市教育委員会

教育長 柿 本 隆 夫

大和市教育委員会訓令第 号

教育費予算の配分に関する規程の一部を改正する規程

教育費予算の配分に関する規程（昭和48年大和市教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表教育振興費、委託料の項を削る。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

教育費予算の配分に関する規程新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案			現行		
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
目	節	細節	目	節	細節
教 育 振 興 費	役 労 費	略	略	役 務 費	略
	使 用 料 及 び 賃 借 料	略	委 託 料	業 務 託 料	電子複写機の保守点検委託料
					使 用 料 及 び 賃 借 料
			略		

議案第 13 号

学校職員服務規程の一部を改正する規程について

学校職員服務規程の一部を改正する規程について、審議願いたく提案する。

平成 29 年 3 月 28 日提出

大和市教育委員会

教育長 柿 本 隆 夫

大和市教育委員会訓令第 号

大和市学校職員服務規程の一部を改正する規程

大和市学校職員服務規程（昭和46年大和市教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「になう」を「担う」に改め、同条第2号中「率先」を「率先して」に改め、同条第8号中「たづさわる」を「携わる」に改める。

第4条第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第7号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は平成29年4月1日から施行する。

大和市学校職員服務規程新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

	改正案	現行
第3条 略	第3条 略	
(1) 教育の一翼を担う自覚をもつこと。	(1) 教育の一翼を <u>になう</u> 自覚をもつこと。	
(2) 規律を厳守し、上司の職務上の命令、指示に従うとともに率先して業務に従事すること。	(2) 規律を厳守し、上司の職務上の命令、指示に従うとともに率先して業務に従事すること。	
(3)～(7) 略	(3)～(7) 略	
(8) 給食に携わる職員は、常に身体、被服を清潔に保つこと。	(8) 給食に <u>たづさわる</u> 職員は、常に身体、被服を清潔に保つこと。	
(9)・(10) 略	(9)・(10) 略	
(職務)	(職務)	
第4条 略	第4条 略	
(1) 時報に <u>關する</u> こと。	(1) 時報に <u>關する</u> こと。	
(2) 略	(2) 略	
(3) 略	(3) 略	
(4) 略	(4) 略	
(5) 略	(5) 略	
(6) 略	(6) 略	
(7) 略	(7) 略	
2・3 略	2・3 略	